

最高裁平成16年3月25日判決・判例時報1856号150頁

【事案】Aが代表取締役を務める会社は、平成6年6月1日、平成7年5月1日、同年6月1日に、複数の保険会社との間で、Aを被保険者、会社を保険金受取人として、生命保険契約を締結した。

各生命保険会社に適用される約款には、終身保険及び定期保険の死亡保険金の支払事由は「被保険者が死亡したとき」と定められており、また、保険者の責任開始の日から1年内に被保険者が自殺した場合には保険者は死亡保険金を支払わない旨の特約が定められている。

そこで、各保険会社は、Aの死因が自死であり、保険金目的での自死であることを理由に、保険金を支払わないとした。

【裁判所の判断・考え方】

免責期間経過後の自死は、生命保険契約とは無関係な動機、目的による自死であり、専ら又は主として保険金の取得を目的としたものとはいえないと推定されると解されています。そのため、自殺免責特約の免責期間を過ぎた自死は、犯罪行為等が介在し、当該自死による死亡保険金の支払を認めることが公序良俗に違反するおそれがあるなどの特段の事情がある場合でなければ、自死の動機、目的が保険金の取得にあることが認められるときであっても、免責の対象とはならないとされました。

【解説】

多額の保険をかけて自死した場合に、保険会社が「保険金目的の自死だから、保険金を支払わない」ということがあるようです。

しかし、この裁判例では、免責期間を経過したのちの自死は、保険金目的の自死とは推定されないとされています。仮に保険金目的だといえるのであれば、保険会社側で、犯罪行為があったことや、保険金目的だといえる事情を具体的に説明しないとはいけません。